

3 今後の取組み強化の方向について

野生鳥獣による被害防止対策を進めるに当たっては、野生鳥獣との共生を前提としつつ、「個体数調整」と「防護」を組み合わせた持続的な対策を実施していくことが重要である。

こうした対策を実施するに当たっては、各地域において地域住民が主体となった取組みを充実させることが重要であり、都道府県、市町村や関係団体は役割分担と連携を図りながら、これらの取組みを的確に支援、推進することが必要である。

その際、山村地域や半島地域等においては、振興計画に鳥獣による被害防止に向けた対策を盛り込み、これに基づいて被害防止対策を着実に実施していくことが求められる。

また、被害防止対策を実効あるものとするためには個体数調整を的確に行っていくことが極めて重要であることから、都道府県は、特定鳥獣保護管理計画の適切な策定等を通じ、被害の軽減に向けた総合的な取組みを計画的に推進することが求められる。

国の役割としては、特定鳥獣保護管理計画の策定や各種振興計画における被害防止対策に係る取組みの推進、関連制度の弾力的な運用と併せ、技術開発、情報提供をはじめ各地域の取組みを推進するための各種支援を行っていくことが求められる。

さらに、被害防止対策を効果的・効率的に行っていくためには、野生鳥獣を保護・管理する立場の環境部局と農林水産業を振興する立場の農林水産部局が一体となって対応していくことが重要である。

以上、各々の段階で役割分担を明確にし、関係者が連携を図りつつ、責任を果たしていくことが重要との基本的な認識の下、以下の点を中心に、野生鳥獣による農林業の被害防止対策の充実・強化に向けた取組みを進めていくことが必要である。

なお、カワウについては、現在、一部の地域で、都府県の水産部局及び環境部局並びに、漁業者、環境団体が参画する広域協議会が発足しており、具体的な広域対策の議論が行われているので、以下においては、農林業の被害防止対策を中心記述する。

(1) 各段階における連携体制等の充実

被害防止対策の充実・強化に当たっては、国（中央）、ブロック、都道府県、市町村等の各段階において、関係機関・団体が一層連携を進めるとともに、各段階を通じた連携を密にして、被害状況の把握と被害防止対策の充実に努めていくことが重要である。

その際、野生鳥獣による被害の問題は、一部地域や農林水産分野だけにとどまる問題ではなく国全体の課題として捉え取り組むべきものであることから、関係各府省間の連携体制を強化していくことが必要である。

また、農林業被害に係る鳥獣害対策の担当部署が明確になっていない、あるいは担当職員が配置されていない、また、関係機関・団体による連携体制が整備されていない都道府県、市町村等においては、早急な体制整備が必要である。

その際、農林業部局と環境部局の職員を合わせて鳥獣対策の部署を新たに設置している県の例も参考にしつつ、農林業部局と環境部局との連携を密にする連絡体制等を確立することも必要である。

(2) 特定鳥獣保護管理計画の的確な実施

被害防止対策の実効性を上げるためにには、各都道府県において、計画的な個体数調整と防護対策を可能とする特定鳥獣保護管理計画の策定を推進し、これに基づき的確に対策を実施することが極めて重要である。特に、イノシシ及びサルを中心に、今後の都道府県における計画策定等に資する観点から、地域個体群ごとの個体数密度等を的確に把握する手法の開発や高度化を図ることも期待されている。

また、計画の策定と計画に基づくモニタリングの実施に当たっては、環境部局が中心となって対応するが、被害現場の実情に即した効果的・効率的な対策をとっていくためには農林業部局が積極的に参画し協力することも求められている。

さらに、個体数調整の目標を着実に達成するため、都道府県は、各市町村毎の個体数調整目標の設定や進捗状況の把握に努めるとともに、市町村間の連携体制を構築することが必要である。

なお、被害対象獣の個体群の生息域が複数の都道府県域にまたがる場合も生じていることから、こうした場合には関係都道府県が共同で保護管理計画を策定し、密接な連絡調整の下で対策を実施する等の取組みが必要である。

(3) 技術指導者の育成と活動の展開

有害鳥獣の種類や被害の程度等に基づき、地域条件に応じた被害防止対策を的確に行っていくためには、都道府県や市町村担当者等の知識等の向上と併せ、被害地域の相談役ともなる専門的な知識・技術を有する技術指導者の育成等を進めていくことが必要である。

技術指導者の育成に当たっては、農林業に係る被害防止対策についての専門知識や技術を有する人材の育成と併せて、野生鳥獣の生態・行動特性や保護管理についての専門知識や技術を有する人材やサル等の捕獲方法に係る指導者の育成が重要である。

前者については、農作物等の被害を防止する観点から、農林業部局を中心となって育成を進めることが必要であり、現場における技術指導者としては、地域のコーディネーター的な役割も期待されており、都道府県において、普及指導員をはじめ、JA営農指導員、森林組合職員、農業共済団体職員等の積極的な活用を検討することが必要である。また、被害防止対策に関する技術指導者等の育成のために、国や都道府県において、研修体制の整備や研修内容の充実を図るとともに、一定の知識、技術水準を確保するための基本的な研修カリキュラムの検討・作成を進めることも必要である。

後者については、環境部局が中心となって育成を進めることが必要であり、環境省においては、野生鳥獣の生態・行動特性を効果的な管理技術の習得等を目的とした研修を実施してきている。

また、現場での技術指導の実効性を上げるため、実際の指導に当たっては、農林業被害防止対策の技術指導者と野生鳥獣の生態・行動特性や保護管理に関する専門家とがチームを編成して対応することが望ましい。

なお、国においては、こうした技術指導者に対する技術面での支援を行う観点から、研究者等専門家の登録を進め、地域からの要請に応じて紹介する取組みが期待される。

(4) 生態行動等に基づく総合的な被害防止対策の確立

① 試験研究体制の充実と成果の迅速な移転

有害鳥獣の生態や行動特性に基づく効果的・効率的な被害防止対策技術を確立するためには、農林業分野と環境分野との連携や国の試験研究独立行政法人と都道府県の試験場との連携強化を含め、試験研究体制の充実が重要である。

その際、近年、農学系で野生動物学等を専攻する学生数も増加している

ことから、試験研究機関は、インターンシップ制度や長期研修の受け入れ等を通じて大学との連携強化を進めることも必要である。

また、実証普及を通じて、これまでの研究成果を現場へ迅速に移転する取組みやこれを支える低コストで実用的な対策という視点を重視した研究開発の推進が必要である。

② 総合的な被害防止技術体系の組立てと広域的な被害防止対策の推進

被害防止対策の実効性を上げるためにには、個別の対症療法的な対応ではなく、有害鳥獣の生態・行動特性や行動範囲に基づく個体数調整と土地利用・森林管理を含む防護に係る技術を総合的に組み合わせた被害防止技術体系を、最新の研究開発成果を活かしつつ、各地域の実情に合わせて構築することが必要である。

また、野生鳥獣による被害の状況に応じ、県域をまたがる地区で、農林水産業分野と環境分野との連携を含め、関係機関が連携し広域的な被害防止対策に取り組むことも必要である。

なお、被害防止対策を進めるに当たって、農地と森林が接した箇所については、鳥獣被害防止施設の一体的な整備手法、維持管理費を含めたトータルコスト低減等を検討することも必要である。

野生鳥獣の被害防止対策を進めるに当たっては、侵入防止柵の設置等により農地や森林への侵入を防止するだけでなく、積極的な追い払い活動を行うことが有効である。その際には、単に追い払うだけでなく、野生鳥獣の生息動向及び農地や森林の管理の実情を十分に見極めつつ、地域における森林所有者等関係者のコンセンサスを得て、野生鳥獣の生息適地に誘導していくことが必要である。

③ 被害発生状況等の適時把握

効果的・効率的な被害防止対策を実施するためには、地域における被害の発生状況を正確かつ迅速に把握することが重要であるが、現時点では、地域全体としての被害概況や野生鳥獣の捕獲頭数は把握できるものの、集落単位やほ場ごとの被害の内容や野生鳥獣の出没・捕獲状況などを迅速に把握することは困難な状況にある。このため、G P S（全地球測位システム）やG I S（地理情報システム）等の新技術を活用し、被害を及ぼす個体（群）の行動範囲、移動経路や被害の発生状況等の関連情報を適時に把握するとともに、インターネット等を通じて幅広く提供することにより被害防止対策に有効に活用できるシステムをモデル的に構築することも必要

である。

④ 野生鳥獣の生息環境の整備

森林の整備をするに当たっては、野生鳥獣の生息環境にも配慮し、人工林の保育・間伐等の施業を推進するとともに、複層林や針広混交林、広葉樹林の整備及び保全を推進することが必要である。

（5）現場に対する各種情報提供のための情報センター機能の構築

現場における取組みを支援するため、国や都道府県等は、最近の研究開発成果を含む効果的な被害防止技術や適切な営農管理手法、具体的な取組み事例、活用できる助成措置、受講できる研修会等の案内や研究・行政の窓口等鳥獣害対策に係る各種情報に関するデータベースを構築し、これらの情報を、インターネット等を活用し、分かりやすく適時に提供できるよう取り組むことが必要である。

併せて、都道府県、市町村、農林業関係団体は、侵入防止柵の設置などハード面での取組みにとどまらず、農林業従事者をはじめとする地域住民等に対するパンフレットの作成・配布や研修会の開催等を通じて、普及啓発活動を積極的に展開することが必要である。

（6）地域の農林業従事者等の自衛体制の整備

① 地域の農林業従事者等による取組みの促進

被害防止対策の効果を上げるためにには、農林業従事者等は、ほ場や集落を野生鳥獣の餌場としないよう、収穫残さを放置しない等の営農管理の徹底に取り組むとともに、侵入防止柵がその機能を発揮するための点検管理に日常的に取り組むことが必要である。

特に、被害発生初期の対応が重要であり、人馴れや作物への依存を生じさせないような取組みを行うことが必要である。

また、市町村等が、集落が一体となって取り組む体制の構築を進めることが必要であり、国や都道府県等も、農林業従事者等が地域ぐるみで取り組むべき事項をわかりやすく示したマニュアルを作成することが必要である。

② 捕獲等の担い手の育成

被害を及ぼす野生鳥獣の個体数調整を的確に行うためには、適切な捕獲の実施が重要である。

現在、捕獲活動の主体となっている猟友会については、構成員の減少や高齢化が進行していることから、市町村等は、今後の捕獲活動の担い手を確保していくため、猟友会との連携の下、農林業従事者等地域住民や関係団体による有害鳥獣の捕獲を目的とした自衛組織を新たに育成していくことが必要である。

また、狩猟免許については、構造改革特区の特例措置として、網又はわなを選定しての狩猟免許の取得が容認されている。都道府県、市町村等は、構造改革特区の活用を図り、わな猟免許の取得を促進することも重要である。

③ 地域間等の協力、連携体制の構築

地域によっては、過疎化や高齢化等により、農林業従事者等による取組みや自衛のための組織編成が困難な地域も存在することから、地域間で協力・連携を行う仕組み等を検討することが必要である。また、都市と農村の交流の視点に立って、都市住民を含めたN P O等の積極的な協力を求めていくことも必要である。

(7) 捕獲鳥獣の地域資源としての有効活用の促進

被害防止対策は、野生鳥獣との共生を前提にしつつ持続的に実施することが必要なことから、市町村やJA等農業関係団体は、イノシシ等捕獲した有害鳥獣を地域資源として捉えて、安全性の確保にも配慮しつつ、肉等の加工、販売等を通じて地域の活性化につなげていく取組みが必要である。

その際、地産地消や地域特産物の販売を通じた地域の活性化の観点から、消費者ニーズを踏まえた付加価値の高い加工商品の開発を進めるとともに、販売に当たっては、効果的なP Rを行いつつ、インターネット販売等の多様なチャネルを活用することも必要である。

こうした取組みを持続的に実施することが可能となるよう、実施に当たっては、捕獲活動と加工・販売を一体的かつ安定的に実施する体制を構築していくことも必要である。

また、サルの追い上げ等へのN P O等の積極的な協力を求めるため、野生鳥獣の存在を、グリーンツーリズム等を推進する上での地域資源として積極的に位置づけるという視点も重要である。

(8) 農林業構造改革の推進

各機関や農林業従事者等は、近年野生鳥獣の被害が拡大、深刻化している

要因の一つとして、過疎化、高齢化等に伴う耕作放棄地の増加や里山の放置、集落コミュニティの崩壊等があり、各地域において、集落型経営体等担い手の育成、耕作放棄地の解消や適切な森林管理等農林業の構造改革を推進し、地域の農林業の維持・発展を図っていくことが、野生鳥獣による被害に係る基本的な問題解決を図る上で必要不可欠との認識を持つことが重要である。

